都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																														
		1．就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								（6）（5）のクの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間給援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
33	33	25	16	16	14	24	13	33	0	0	7	7	0	2	30	0	1	1	24	4	8	2	0	1	0	1	1	15	0	13	23	0	2	2
岩手県	盛岡市	○	○	○	○	○		○			○	市公式SNS上で周知					○	年度当初分は申請締切を設定しており、期間内の申請があったものを年度当初から援助。 その他随時申請を受け付けており、申請日から援助。	○	○								○		○	○			
岩手県	宮古市	○	○	○	○	○	○	○							○				○											○	○			
岩手県	大船渡市	○				○		○							○				○											○	○			
岩手県	花巻市	○	○	○		○	○	○			○	就学時健康診断の案内通知に入学前支給のチラシを同封			○				○									○						
岩手県	北上市	○		○		○		○			○	就学時健診の案内通知に入学前支給の案内を同封。			○				○											○	○			
岩手県	久慈市	○	○	○				○			○	保育園を通じて小学校入学前の新一年生の保護者に対し制度周知のチラシを配布			○						○									○				
岩手県	遠野市	○	○	○		○	○	○							○				○											○	○			
岩手県	一関市	○	○			○	○	○			○	児童扶養手当証書の送付に併せて案内を配布			○				○											○	○			
岩手県	陸前高田市	○	○	○		○	○	○							○				○	○	○			○						○	○			
岩手県	釜石市	○			○	○	○	○							○				○	○										○	○			
岩手県	二戸市	○			○			○							○				○									○			○			
岩手県	八幡平市	○	○	○	○	○		○							○				○									○						
岩手県	奥州市		○		○			○							○				○												○			
岩手県	滝沢市	○	○	○			○	○							○											○	要保護：申請不要、準要保護：申請を希望する者が学校に提出	○						
岩手県	雫石町	○	○		○	○		○							○				○	○	○							○			○			
岩手県	葛巻町	○		○	○		○	○						○							○							○			○			
岩手県	岩手町			○		○		○							○				○											○	○			
岩手県	紫波町	○		○		○		○							○				○												○			
岩手県	矢巾町			○	○	○		○							○						○												○	全児童生徒の保護者が目にするよう、全員に制度の案内文書を配布している。
岩手県	西和賀町							○							○						○							○						
岩手県	金ケ崎町	○			○			○							○				○												○			
岩手県	平泉町	○	○		○	○		○			○	就学時健診の結果通知とともに「就学援助のお知らせ」を配付			○						○							○			○			
岩手県	住田町	○		○		○		○						○					○									○			○			
岩手県	大槌町		○		○	○		○							○				○											○	○			
岩手県	山田町	○	○			○		○							○				○									○			○			
岩手県	岩泉町	○	○				○	○							○						○									○	○			
岩手県	田野畑村	○						○							○							○						○						
岩手県	普代村					○		○			○	・各学校に対して制度を書面で通知。・入学前に子ども園で就学援助制度の書類を通知			○				○														○	入学説明会で、担当者が保護者に説明
岩手県	軽米町	○		○		○	○	○							○							○						○			○			
岩手県	野田村					○		○							○				○									○						
岩手県	九戸村	○			○	○	○	○							○				○												○			

		Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																		
		1．就学援助制度の周知方法																																		
		(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）											(3)就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに○）							(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）										(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）							
都道府県	市区町村	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	(2)(1)のコの内容	ア．申請締切を設定し，期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており，年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し，各学期始めから援助	オ．その他	(4)(3)のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず，全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず，全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず，全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他	(6)(5)のクの内容	ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間給援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	(8)(7)のカの内容
33	33	25	16	16	14	24	13	33	0	0	7	7	0	2	30	0	1	1	24	4	8	2	0	1	0	1	1	15	0	13	23	0	2	2
岩手県	洋野町	○			○	○	○	○							○				○											○	○			
岩手県	一戸町		○	○		○	○	○							○				○									○						

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																							
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																							
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																							
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について								＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）													＜小学校＞（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
			ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	＜小学校＞（2）（1）のカの内容	ア．令和5年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他	＜小学校＞（6）（5）のコの内容		ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0	0	0	2	1	7	23	0	14	11	13	15	14	4	5	0	4	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	盛岡市	○								○									○				○	○	○	○		○				○	市公式SNS上で周知								
岩手県	宮古市	○								○										○			○	○	○	○	○		○												
岩手県	大船渡市	○								○										○											○										
岩手県	花巻市	○								○											○		○	○	○		○					○	就学時健康診断の案内通知に入学前支給のチラシを同封								
岩手県	北上市	○								○										○												○	就学時健診の案内通知に入学前支給の案内を同封。								
岩手県	久慈市	○								○											○		○	○	○		○	○													
岩手県	遠野市	○								○										○					○																
岩手県	一関市	○								○											○						○					○	学校給食費の納付方法確認の書類に併せて案内を送付								
岩手県	陸前高田市	○								○											○		○	○	○		○		○												
岩手県	釜石市	○								○										○						○	○														
岩手県	二戸市	○								○											○		○			○														
岩手県	八幡平市	○								○										○			○	○	○	○	○														
岩手県	奥州市	○								○											○					○														
岩手県	滝沢市	○								○								○														○	就学時健康診断の通知を市から送付する際、案内文書を同封している。								
岩手県	雫石町	○								○											○		○	○		○														
岩手県	葛巻町	○								○											○		○		○	○														
岩手県	岩手町	○								○											○								○			○	入学通知とあわせて入学予定保護者全員に周知								
岩手県	紫波町	○								○										○			○			○														
岩手県	矢巾町	○								○											○										○										
岩手県	西和賀町	○								○											○				○		○														
岩手県	金ケ崎町	○								○											○					○														
岩手県	平泉町	○								○											○		○	○		○	○					○	就学時健診の結果通知とともに「就学援助のお知らせ」を配付								
岩手県	住田町	○								○											○		○		○		○	○													
岩手県	大槌町	○								○											○					○	○														
岩手県	山田町	○								○											○			○	○																
岩手県	岩泉町	○								○											○		○	○					○		○										
岩手県	田野畑村	○								○											○										○										
岩手県	普代村	○								○											○							○													
岩手県	軽米町	○								○											○		○		○		○														
岩手県	野田村	○								○											○						○														
岩手県	九戸村	○								○											○					○														

| | | |

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																											
		2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																											
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について								＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）							
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	＜中学校＞（2）（1）のカの内容		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．　8月以前	イ．　9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．　1月	キ．　2月	ク．　3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へと、場合の対応など、事務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育負担軽減制度があるから	オ．その他	＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
33	33	33	0	0	0	0	0	0		33	0	0	0	0	0	0	0	2	1	6	24	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	盛岡市	○								○									○										
岩手県	宮古市	○								○										○									
岩手県	大船渡市	○								○										○									
岩手県	花巻市	○								○											○								
岩手県	北上市	○								○										○									
岩手県	久慈市	○								○											○								
岩手県	遠野市	○								○										○									
岩手県	一関市	○								○											○								
岩手県	陸前高田市	○								○											○								
岩手県	釜石市	○								○											○								
岩手県	二戸市	○								○											○								
岩手県	八幡平市	○								○										○									
岩手県	奥州市	○								○											○								
岩手県	滝沢市	○								○								○											
岩手県	雫石町	○								○											○								
岩手県	葛巻町	○								○											○								
岩手県	岩手町	○								○											○								
岩手県	紫波町	○								○										○									
岩手県	矢巾町	○								○											○								
岩手県	西和賀町	○								○											○								
岩手県	金ケ崎町	○								○											○								
岩手県	平泉町	○								○											○								
岩手県	住田町	○								○											○								
岩手県	大槌町	○								○											○								
岩手県	山田町	○								○											○								
岩手県	岩泉町	○								○											○								
岩手県	田野畑村	○								○											○								
岩手県	普代村	○								○											○								
岩手県	軽米町	○								○											○								
岩手県	野田村	○								○											○								
岩手県	九戸村	○								○											○								

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																												
		2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																												
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																												
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について								＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）											＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）							
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	＜中学校＞（2）（1）のカの内容		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へし、対応など、事務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
33	33	33	0	0	0	0	0	0		33	0	0	0	0	0	0	0	2	1	6	24	0	0	0	0	0	0	0	0	
岩手県	洋野町	○								○								○												
岩手県	一戸町	○								○											○									

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																										4．就学援助率
		3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																										
		（1）　令和6年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																					（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．雇用や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			令和5年度
																								倍	倍			
33	33	22	19	16	15	14	25	6	3	12	14	5	3	13	8	16	9	6	0	0	8	31	0	8	0	33
岩手県	盛岡市	○															○					1.3				15%未満
岩手県	宮古市	○	○	○	○	○	○			○	○			○		○					○	1.3		教育長が特に必要と認めた者		15%未満
岩手県	大船渡市	○	○				○									○						1.3				20%未満
岩手県	花巻市																○					1.5				10%未満
岩手県	北上市															○						1.4				10%未満
岩手県	久慈市	○					○										○					1.3				20%未満
岩手県	遠野市	○					○									○						1.3				25%未満
岩手県	一関市	○	○	○		○	○							○		○						1.3				10%未満
岩手県	陸前高田市		○				○							○			○					1.3				10%未満
岩手県	釜石市	○					○										○					1.3				25%未満
岩手県	二戸市	○					○											○				1.3				20%未満
岩手県	八幡平市	○	○	○	○	○	○	○			○				○		○					1.3				20%未満
岩手県	奥州市																○					1.3				10%未満
岩手県	滝沢市																	○				1.3				20%未満
岩手県	雫石町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○						1.3				15%未満
岩手県	葛巻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				15%未満
岩手県	岩手町	○	○	○	○		○	○		○	○			○		○					○	1.3		災害その他特別な事情により、児童生徒の就学に支障があると認められる者		15%未満
岩手県	紫波町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1.2				15%未満
岩手県	矢巾町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○				○			○	1.3		校長又は民生児童委員の意見を参酌し、教育長が特に援助が必要と認める者		15%未満
岩手県	西和賀町																	○			○	1.2		その他家庭状況等を判断し、教育委員会が特に必要と認めた者		15%未満
岩手県	金ケ崎町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○					○	1.3		その他、教育委員会が特に就学援助の必要があると認めた者		5%未満
岩手県	平泉町		○				○									○					○	1.2		家庭の経済状況等の聞き取りを行い、教育委員会が必要と認める者		15%未満
岩手県	住田町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○						1.3				10%未満
岩手県	大槌町																○					1.3				15%未満
岩手県	山田町	○	○	○	○	○	○								○	○						1.3				20%未満
岩手県	岩泉町	○	○	○	○	○	○			○	○					○					○	1.2		その他町長が就学援助費の支給が特に必要と認められるもの。		25%未満
岩手県	田野畑村	○	○	○	○	○	○			○	○			○		○						1.3				15%未満
岩手県	普代村		○	○	○		○				○			○							○			母子又は父子家庭であり、前年の所得が125万円以下の世帯		10%未満
岩手県	軽米町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											15%未満
岩手県	野田村	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○			○				1				20%未満
岩手県	九戸村						○									○						1.5				20%未満

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																													
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																													4. 就学援助率
		（1）　令和6年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																					（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護に一定の基準額を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）				令和5年度
																							倍	倍				
33	33	22	19	16	15	14	25	6	3	12	14	5	3	13	8	16	9	6	0	0	8	31	0	8	0		33
岩手県	洋野町																○					1.5					15%未満
岩手県	一戸町	○					○											○				1.3					15%未満

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について
5. 令和6年度準要保護就学援助額
1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）
（1）費目毎の援助額 | | |

| | | |

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |